

総合評価方式業務委託 運用の手引き（H30版）の主な改正点

建設産業対策室
技術管理課

平成30年6月1日以降に入札公告する工事から一部改正する総合評価方式業務委託 運用の手引きについて、主な改正点をお知らせします。

なお、詳細は運用手引きや各工事の入札公告・入札説明書でご確認ください。

技術者評価型(簡易型)の創設

平成21年度から、橋梁・トンネル詳細設計、橋梁耐震補強設計など高度な技術を要する業務について、総合評価方式の発注を試行している。

平成29年度に行った検証結果から、総合評価方式は品質確保に有効であり、より制度の定着化を図るため、現行の「技術者評価型」に簡易な評価で実施できる「簡易型」を創設し、試行する。

技術者評価型(簡易型)

- ①対象業務: 1契約概ね 1,000 万円以上の技術的に高度な設計業務のうち、比較的難易度の低い詳細設計等を対象に実施できることとする。(下図参照)
- ②評価方法: 企業・技術者の実績等(従来の実施方針は評価から外す)
- ③1 事務所 3 箇所程度(「簡易型」以外の評価型を含めた全実施数)
- ④適用時期: 平成30年6月1日適用

※「技術者評価型」の表記を「技術者評価型(一般型)」に変更し、「テーマ設定型」と併せて、2つの現行評価型は試行を継続する。

